

三木町小学校給食調理等業務事業者選定審査会 プロポーザル審査要領

三木町立小学校給食調理・配送・配膳等業務を公募型プロポーザルによる企画提案により事業者選定するに当たり、契約の相手方として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

三木町小学校給食調理等業務事業者選定審査会

(2) 構成人員

別紙1のとおり

2 審査の進め方（評価方法）

(1) 業務提案評価

ア 書類審査

審査員が各自で各提案を書類審査し、それぞれ評価を行う。

書類審査の際、事業者にヒアリングを行いたい事項（以下「質問事項」という。）については、別紙2に取りまとめ、事務局が指定する日までに事務局に送付する。

イ 事業者ヒアリング

事務局は、各審査員からの質問事項を取りまとめ、提案事業者に送付する。

提案事業者は、質問事項を踏まえ、企画提案に関する説明を行うこととする。

審査員は、事業者へのヒアリングにおいて、自由に質問等を行えることとする。

なお、各提案事業者へのヒアリングの時間は、40分以内とする。（事業者説明の時間は30分以内とし、質問等の時間を10分以上確保する。）ただし、提案事業者が多数であった場合は、ヒアリングの時間を変更することがある。

ウ 評価

各審査員は、書類審査及び事業者へのヒアリングを踏まえ、別紙3の審査表の項目により採点を実施することとする。

事務局は、審査表の各項目における各審査員の評価点の平均値をもって、審査表の各項目の最終評価点とし、それらの合計点数（小数点以下切り捨て）を企画提案に関する評価点（以下「業務提案評価点」という。）とする。

エ 業務提案評価点が、満点（700点）の5割に満たない企画提案は、採用しない。

(2) 提案価格評価

提案事業者から提出される見積書は、次の方法により、見積価格の評価の点（以下「提案価格評価点」という。）を算定する。なお、見積価格の額が提案価格の上限額を超えるものについては、採用しない。

$$\text{提案価格評価点} = 100 \times \text{最低の提案価格} / \text{提案価格}$$

※小数点以下は切り捨てとする。

(3) 優先交渉権者の選定

業務提案評価点と価格提案評価点の合計点数をもって、最も評価点数の高い企画提案を最優秀提案として採用し、優先交渉権者を選定する。なお、評価点数が同点となる者が2者以上あるときは、業務提案評価点が高い者を採用し、これによっても同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

なお、優先交渉権者の決定後において、協議等の結果、契約締結に至らなかった場合は、次順位以降の応募者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

3 評価項目と点数等

別紙3「審査表」のとおり

4 審査等に関するスケジュール

令和5年10月 6日	募集開始
10月21日	募集要項等に関する説明会・小学校調理場見学会
10月30日	募集要項等に関する質問の受付期限
11月 2日	上記質問に対する回答の公表
11月 6日	プロポーザルに関する参加表明等の期限
11月24日	企画提案書の提出期限
11月24日～ 11月30日	書類審査
11月30日	提案事業者への質問の提出（各審査員→事務局→事業者）
12月 上旬	事業者へのヒアリング → 各審査員の評価点の確定 → 価格評価点の算定 → プロポーザルの審査結果の発表

※ 価格評価点の算定及びプロポーザルの審査結果の発表は、企画提案者に限定し、公開する。
詳細については、別途通知する。